

国民年金保険料の後納制度が始まりました

過去10年以内が対象

平成24年10月1日、国民年金の保険料後納制度が期限付き(平成27年9月30日まで)でスタートしました。これまで国民年金の保険料は、2年を過ぎると時効により納めることができませんでしたが、法改正で過去10年以内であれば納めることが可能となりました(「後納制度」という)。現在、日本年金機構で国民年金保険料の後納制度の対象となる人に対し、順次、「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」を送付しています。

受給資格が得られ、年金額アップも

国民年金を受給するためには、納付済期間や免除期間等の合計が原則25年(300カ月)必要ですが、納付した期間等が不足して年金受給ができなかった人は、この保険料後納制度を利用することで年金受給資格を得られることになり、年金額を増やすことができます。ただし、後納制度が施行されても国民年金保険料の納期限は2年を経過した時点で時効により消滅することについて変更はありません。また、年金受給資格期間の25年については、平成27年10月以降は10年(120カ月)に短縮される予定です。

後納制度の対象者は、納付済期間及び合算対象期間を合計しても25年に満たないなど、老齢基礎年金の受給権がなく、過去10年以内に未納期間を有する方が対象となります。なお、老齢基礎年金を受給している人、繰り上げ受給している人は対象となりません。

平成27年9月30日までに手続きを

対象になる保険料は、すでに2年の時効が経過して納付できなくなった国民年金保険料で、10年以内のものです。申し込みは平成27年9月

対象年度	24年度中に後納する場合の1か月分の保険料額		
	当時の保険料	加算額	後納保険料
平成14年度	13,300円	1,640円	14,940円
平成15年度	13,300円	1,420円	14,720円
平成16年度	13,300円	1,210円	14,510円
平成17年度	13,580円	980円	14,560円
平成18年度	13,860円	750円	14,610円
平成19年度	14,100円	540円	14,640円
平成20年度	14,410円	350円	14,760円
平成21年度	14,660円	180円	14,840円
平成22年度	15,100円	加算なし	15,100円

30日までに、お近くの年金事務所へ年金手帳等の基礎年金番号のわかるものを用意して行くか、ホームページなどにある「国民年金後納保険料納付申込書(PDF)」に必要事項を記載して送付します。その後、年金事務所審査・承認され、納付書が届き、金融機関等で納付します。

利用する際の注意点ですが、①納付する際に、平成24年度中の場合なら上の表の加算額がつきます。加算額は毎年度改定されます。②後納保険料は、最も古い分からになるので、自分で選ぶことはできません。③一部免除の未納期間も納付できます。ただし、後納保険料は一般の未納期間と同じ1か月分が必要です。④全部免除・一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予の期間は、後納制度ではなく10年の追納制度で納付します。⑤平成27年9月までという3年以内の時限措置です。

なお、1か月分の後納保険料を納付することによって老齢基礎年金額が増額される目安は、平成24年満額年金額(7万6500円)で換算すると年額1638円、120カ月分では19万6600円で、増額された年金額が毎年支給されます。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスプランナー

高橋 昌子

お金の基本が学べ
FP試験に役立つ

知っ得! マネー塾

★講師／暮らしのマネープラン相談センター所長 高橋昌子(CFP)

★日程／**日曜コース**…10月21日、11月18日・25日、12月2日・16日、1月13日
水曜コース…10月24日、11月14日・28日、12月5日・19日、1月16日

★時間／午前10:00～12:00

★会場／ライブ1ビル(金沢市此花町・金沢駅から徒歩3分、お車の方はサービス券あり)

★受講料／9000円(テキスト込・全6回分、いつからでも受講できます)

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

株式会社 FPサポート研究所

FPサポート研究所

検索

<http://www.fpsl.co.jp/>

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F

☎076-232-2038

